

各種事務事業の取扱い(上水道関係)

各種事務事業の取扱い(上水道関係)について提案する。

平成16年5月7日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

協議項目	26-5-6 各種事務事業の取扱い(上水道関係)
<ul style="list-style-type: none">・ 合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。・ 給水事業については、合併時には、厚田村及び浜益村の「特別会計」を1つに統合し、石狩市の「企業会計」と2つの会計とする。合併後、概ね5年で2つの会計を1つの「企業会計」による水道事業に統合するものとする。・ 使用料等のうち水道料金については、段階的な調整を行い、合併後、概ね5年を目途に石狩市の料金体系に合わせるものとし、財政・事業計画事務については、会計を統合する時点において、水道事業に合わせるものとする。	

協 議 調 書

(総 括 表)

協議項目	26-5-6	各種事務事業の取扱い(上水道関係)	所 管	建設水道専門部会
調整の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。 ・給水事業については、合併時には、厚田村及び浜益村の「特別会計」を1つに統合し、石狩市の「企業会計」と2つの会計とする。合併後、概ね5年で2つの会計を1つの「企業会計」による水道事業に統合するものとする。 ・使用料等のうち水道料金については、段階的な調整を行い、合併後、概ね5年を目途に石狩市の料金体系に合わせるものとし、財政・事業計画事務については、会計を統合する時点において、水道事業に合わせるものとする。 			

区 分	具 体 の 取 扱 い
1. 給水事業	合併時には、厚田村及び浜益村の「特別会計」を1つに統合し、石狩市の「企業会計」と2つの会計とする。合併後、概ね5年で、2つの会計を1つの「企業会計」による水道事業に統合するものとする。
2. 補助金等	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
3. 使用料等	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、水道料金については、料金格差を考慮して段階的な調整を行うこととし、合併後、概ね5年を目途に石狩市の料金体系に合わせるものとする。
4. 財政・事業計画事務	合併時には、石狩市の「水道事業」と厚田村及び浜益村の特別会計を統合した「簡易水道事業」が併存することから、これに関連する財政計画や事業計画等については、会計を統合する時点において「水道事業」に合わせるものとする。
5. その他水道関係事務	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

(個 表)

1. 給水事業 (第11回現況調書4ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
事 業 区 分	水道事業	簡易水道事業	簡易水道事業	合併時には、厚田村及び浜益村の「特別会計」を1つに統合し、石狩市の「企業会計」と2つの会計とする。合併後、概ね5年で、2つの会計を1つの「企業会計」による水道事業に統合するものとする。
会 計 方 式	企業会計	特別会計	特別会計	

2. 補助金等 (第11回現況調書5ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
水道事業給水装置資金貸付	石狩市水道事業給水装置資金貸付 (内容)石狩市水道事業給水区域内において給水装置を新設する者に対し貸付する。 最高限度額 30万円以内 ・利息 無利子 ・償還期間 30ヶ月以内 ・償還方法 均等月賦償還 ・実績 平成13年度 3件 平成14年度 0件	該当なし	該当なし	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

3. 使用料等 (第11回現況調書6・7ページ参照)

区分	石 狩 市									厚 田 村			浜 益 村			具体的取扱い	
水道料金	水道料金 (単位 円)									水道料金 (単位 円)			水道料金 (単位 円)			新市において水道料金負担の公平を図る必要があることから、料金格差を考慮して、段階的な調整を行うこととし、合併後、概ね5年を目途に石狩市の料金体系に合わせるものとする。	
	区分		従量料金(1m ³ 当たり)							口径・臨時	基本料金 (1か月につき)		区分		基本料金 (1か月につき)		
			使用水量のうち								水量	金額			水量		金額
	メーターの口径・臨時の場合	基本料金(1か月につき)	7 m ³ まで	14 m ³ まで	30 m ³ まで	100 m ³ まで	500 m ³ まで	1,000 m ³ まで	1,001 m ³ 以上の部分	13mm	5 m ³ まで	1,200	一般	8 m ³ まで	1,820		
										20mm	7 m ³ まで	1,680	家庭用	20 m ³ まで	4,550		
										25mm	10 m ³ まで	2,400	営業用	50 m ³ まで	11,370		
										30mm	15 m ³ まで	3,900	団体用				
										40mm	20 m ³ まで	5,200	備考) 超過料金は、区分に関わらず、1 m ³ 増すごとに225 円				
										50mm	25 m ³ まで	6,500					
										75mm	50 m ³ まで	13,000					
										100mm	1,200 m ³ まで	312,000					
										臨時	10 m ³ まで	6,700					
										備考) 超過料金は、口径の大きさに関わらず、1 m ³ 増すごとに260 円							
										備考) メーターの口径が100mmを超える場合の料金は、市長が別に定める。							
給水装置工事の設計審査	設計審査手数料									給水装置新設等計画(撤去を除く。)の確認を受けるとき			指定給水装置工事事業者が行う給水工事の設計審査をするとき			合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。	
	区分	金額								1件につき 工事費に3%を乗じた金額			1件につき 8,000円				
	分水口径13mm	工事価格の2.5%															
	分水口径20mm	工事価格の3.0%															
	分水口径25mm	工事価格の4.0%															
	分水口径30mm	工事価格の4.5%															
	分水口径40mm	工事価格の5.0%															
	分水口径50mm	工事価格の6.0%															
	分水口径75mm	工事価格の8.0%															
	分水口径100mm	工事価格の12.0%															
分水口径125mm以上	工事価格の15.0%																

(3 . 使用料等のつづき)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い																																
給水装置工事 の工事しゅん 工・完了検査	工事しゅん工検査手数料		給水装置新設等（撤去を除く。）工事の完了 検査を受けるとき 1 件につき 工事費に 5%を乗じた金額	指定給水装置工事事業者が行う給水工事の 検査をするとき 1 件につき 8,000 円																																
	区 分	金 額																																		
	分水口径 13mm	工事価格の 6.5%																																		
	分水口径 20mm	工事価格の 7.0%																																		
	分水口径 25mm	工事価格の 8.0%																																		
	分水口径 30mm	工事価格の 8.5%																																		
	分水口径 40mm	工事価格の 9.0%																																		
	分水口径 50mm	工事価格の 10.0%																																		
	分水口径 75mm	工事価格の 12.0%																																		
	分水口径 100mm	工事価格の 14.0%																																		
分水口径 125mm 以上	工事価格の 17.0%																																			
給水装置工事 事 業 者 指 定 手 数 料	指定給水装置工事事業者指定手数料 1 件につき 10,000 円	指定給水装置工事事業者指定手数料 1 件につき 10,000 円	指定給水装置工事事業者指定手数料 1 件につき 10,000 円																																	
加 入 金	該当なし	加入金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーター口径</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>30,000 円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>70,000 円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>100,000 円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>250,000 円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>500,000 円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,000,000 円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>3,500,000 円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>9,000,000 円</td></tr> </tbody> </table>	メーター口径	金 額	13mm	30,000 円	20mm	70,000 円	25mm	100,000 円	30mm	250,000 円	40mm	500,000 円	50mm	1,000,000 円	75mm	3,500,000 円	100mm	9,000,000 円	加入金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーター口径</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>30,000 円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>38,000 円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>40,000 円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>51,000 円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>68,000 円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>240,000 円</td></tr> </tbody> </table>	メーター口径	金 額	13mm	30,000 円	20mm	38,000 円	25mm	40,000 円	30mm	51,000 円	40mm	68,000 円	50mm	240,000 円	
メーター口径	金 額																																			
13mm	30,000 円																																			
20mm	70,000 円																																			
25mm	100,000 円																																			
30mm	250,000 円																																			
40mm	500,000 円																																			
50mm	1,000,000 円																																			
75mm	3,500,000 円																																			
100mm	9,000,000 円																																			
メーター口径	金 額																																			
13mm	30,000 円																																			
20mm	38,000 円																																			
25mm	40,000 円																																			
30mm	51,000 円																																			
40mm	68,000 円																																			
50mm	240,000 円																																			
給 水 栓 開 栓 手 数 料	該当なし	給水栓開栓 1 回につき 500 円	該当なし																																	
給水装置使用 申 込 手 数 料	該当なし	該当なし	500 円																																	
消 防 演 習 の 立 会 い	該当なし	該当なし	200 円																																	

4. 財政・事業計画事務（第11回現況調書8～11ページ参照）

合併時には、石狩市の「水道事業」と厚田村及び浜益村の特別会計を統合した「簡易水道事業」が併存することから、これに関連する財政計画や事業計画等については、会計を統合する時点において「水道事業」に合わせるものとする。

5. その他水道関係事務（第11回現況調書12～21ページ参照）

新市において、引き続き事務を行う必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。